

# 令和2年度情報公開・個人情報保護制度に基づく 実施状況及び運用状況について

## 第1 令和2年度情報公開制度に基づく公文書開示の実施状況概要

福島市は市が保有する情報の提供を促進し、市民のみなさんの市政に対する信頼の確保と市政への市民参加を推進することを目的として、平成10年10月1日に福島市情報公開条例を施行しました。

この条例では第20条に「毎年1回…公文書の開示の実施状況を取りまとめ、公表するものとする」と定めています。本概要は、この規定に基づき令和2年度分の実施状況を公表するものです。

### 1 開示・不開示等の処理状況

請求 件数	公文書件数	決定区分等(年度内処理分)				
		開示	部分開示	不開示	却下	取下げ
351	421	168	118	59	0	14

※1 請求書が1通であっても複数の所管課等にわたる場合は、分割して計上しています。

2 決定区分等の合計は、前年度に請求があり令和2年度に決定されたものも含まれます。

また、令和3年度に入って決定されたものは含まれないので、請求件数と一致しません。

### 2 請求者の状況

(単位：延べ人数)

1 市内に住所がある人	2 市内に事務所・事業所等を持っている法人等	3 その他市外の人
164	90	97

### 3 不開示の理由

開示請求のうち不開示又は部分開示となったものの、不開示の理由別内訳は次のとおりです。個人情報、公共安全情報に係る理由が多くなっております。

なお、1件の公文書中に複数の不開示理由がある場合には重複して計上しています。

不開示理由 (条例で該当する条項)	法令秘情報 (第9条第1号)	個人情報 (第9条第2号)	法人等情報 (第9条第3号)	公共安全情報 (第9条第4号)	国等協力関係情報 (第9条第5号)	意思形成過程情報 (第9条第6号)	事務事業執行情報 (第9条第7号)	適用除外文書 (第17条)
	2	57	20	45	3	4	12	—

※文書不存在は除いています。

#### 4 不開示処分等に対する審査請求

実施機関の決定に不服がある場合に行われる、審査請求の状況は次のとおりです。

(件数)

年度	審査請求	行政不服審査会						備考
		却下	認容	取下げ	諮問	答申	諮問後取下げ	
2	4	2	-	-	2	9	-	

※当該年度に処理を行った件数になります。不服申立てがあっても諮問や答申等が次年度になる場合もあるため不服申立て件数と年度ごとの諮問や答申等の件数は一致しません。

#### 5 各部・課ごとの公文書開示請求取扱件数

所属	請求件数	所属	請求件数
<b>政策調整部</b>	<b>7</b>	<b>こども未来部</b>	<b>3</b>
政策調整課	1	こども政策課	1
広聴広報課		こども家庭課	1
情報政策課		幼稚園・保育課	1
地域協働課	4	<b>建設部</b>	<b>10</b>
秘書課	1	路政課	5
東京オリンピック・パラリンピック競技大会福島市推進室	1	道路保全課	1
		道路建設課	
<b>総務部</b>	<b>3</b>	河川課	4
総務課	1	<b>都市政策部</b>	<b>27</b>
人事課		都市計画課	
男女共同参画センター		交通政策課	
危機管理室	2	開発建築指導課	5
<b>財務部</b>	<b>8</b>	公園緑地課	
管財課	5	市街地整備課	2
契約検査課	2	住宅政策課	9
財政課		下水道総務課	
市民税課		下水道建設課	7
資産税課		下水道管理センター	4
納税課		<b>会計課</b>	<b>0</b>
財産マネジメント推進課		<b>支所</b>	<b>26</b>
公共建築課	1	飯坂支所	26
<b>商工観光部</b>	<b>58</b>	<b>委員会事務局</b>	<b>14</b>
産業雇用政策課	4	議会事務局	14
商工業振興課		選挙管理委員会事務局	
企業立地課		監査委員事務局	
観光コンベンション推進室	42	農業委員会事務局	
道の駅整備室	12	<b>消防本部</b>	<b>14</b>
<b>農政部</b>	<b>6</b>	消防総務課	7
農業企画課	2	警防課	1
農業振興課	1	救急課	
農林整備課	2	通信指令課	
市場管理課	1	予防課	6
<b>市民・文化スポーツ部</b>	<b>15</b>	<b>教育委員会</b>	<b>84</b>
生活課	3	教育総務課	2
市民課	3	学校教育課	57
国保年金課		教育施設管理課	21
定住交流課		教育研修課	
文化振興課	3	生涯学習課	3
スポーツ振興課	6	中央学習センター	1
<b>環境部</b>	<b>27</b>	<b>水道局</b>	<b>5</b>
環境課	5	水道総務課	1
ごみ減量推進課	1	営業企画課	
廃棄物対策課		経理課	
あぶくまクリーンセンター	1	配水課	
あらかわクリーンセンター	1	給水課	
環境施設整備室	12	建設課	4
環境再生推進室総務管理課	7	施設管理センター	
環境再生推進室輸送対策課		<b>合計</b>	<b>351</b>
<b>健康福祉部</b>	<b>44</b>		
地域福祉課	2		
生活福祉課			
障がい福祉課			
長寿福祉課	3		
保健所総務課	18		
保健所衛生課	18		
保健所健康推進課	2		
保健所放射線健康管理課	1		

※1件で2課にまたがる請求は、2課でカウントしてあります。

## 6 市民情報室情報提供処理状況

月別	閲覧件数（件）	情報提供			備考
		写し枚数（枚）	有償頒布（冊）	計（件）	
4月	22	359	0	359	
5月	7	1,288	21	1,309	
6月	10	223	80	303	
7月	7	80	14	94	
8月	5	31	8	39	
9月	13	82	7	89	
10月	11	48	2	50	
11月	5	49	11	60	
12月	3	24	4	28	
1月	7	14	1	15	
2月	5	11	2	13	
3月	15	117	4	121	
合計	110	2,326	154	2,480	

## 第2 令和2年度個人情報保護制度の運用状況

福島市は、個人の権利利益を保護することを基本理念とし、平成13年10月1日に、福島市個人情報保護条例を施行しました。

条例第35条に「毎年1回、この条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。」と規定されており、これに基づき令和2年度分の運用状況を公表するものです。

### 1 開示・不開示等の処理状況

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの自己情報の開示請求件数及び令和2年度に実施機関が行った開示・不開示等の処理状況は次のとおりです。

（単位：件）

自己情報 開示請求	決定区分等（年度内処理分）					自己情報 訂正請求	決定区分等	
	開示	部分開示	不開示	却下	取下げ		訂正	不訂正
153	26	83	41	—	1	10	0	10

※決定区分等の合計は、前年度に請求があり令和2年度に決定されたものも含まれます。また、令和3年度に入って決定されたものは含まれないので、請求件数と一致しません。

### 2 不開示処分等に対する審査請求

実施機関の決定に不服がある場合に行われる、審査請求の状況は次のとおりです。

（件数）

年度	審査 請求	行政不服審査会					備考
		却下	認容	取下げ	諮問	答申	
2	4	4	-	-	-	-	-

※当該年度に処理を行った件数になります。不服申立てがあっても諮問や答申等が次年度になる場合もあるため不服申立て件数と年度ごとの諮問や答申等の件数は一致しません。